

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年6月8日現在

研究種目：基盤研究（C）
研究期間：2007-2008年度
研究課題番号：19530685
研究課題名（和文）すべての教員に障害児に関する知識、技能を習得させるための教師教育の在り方
研究課題名（英文）The way of teacher education how for all teachers to acquire knowledge and skills concerning children with disabilities.
研究代表者
河合 康 (KAWAI YASUSHI)
上越教育大学・大学院学校教育研究科・准教授
研究者番号 90224724

研究成果の概要：

平成19年度からの特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、今後はすべての教員が様々な障害に関する知識、技能を習得することが必要になっている。こうした問題意識に基づいて、大学、大学生及び教員に対して調査を実施した。その結果、教職科目の中に障害に関する科目を必修としている大学は少なく量的・質的に不十分であること、教員の中でも幼稚園と高等学校教員に対する特別支援教育に関する研修の強化が必要であることが明らかにされた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：障害児教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教師教育、障害児教育

1. 研究開始当初の背景

平成19年4月の改正学校教育法の施行により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換がなされ、通常学級も含めてすべての場において、特別な教育的ニーズがある子どもに対して特別な教育的支援を行うことが求められるようになった。

また、平成14年4月の「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(文科初第148号)において、学校教育法施行令が改正され、40年ぶりに盲・聾・養護学校(現特別支援学校)への就学基準(第22条の3)が見直されることになった。そこでは、基準自体の内容を改めると共に、基準に該当し

でも小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者については、小・中学校に就学することとし、就学の手続きも改正した。この新しい就学基準及び手続きは平成 15 年度の入学者から適用されており、従来、特別支援学校に就学していた児童生徒が、小・中学校の通常の学級に在籍するようになってきている（対象者は「認定就学者」と呼ばれている）。

加えて、地方自治体の中には、特別支援学校に在籍する児童生徒に対しても、地域の通常学校に「副籍」や「支援籍」といった名称の籍を認める取り組みもなされている。

さらに、平成 16 年 6 月 6 日に公布された障害者基本法の一部改正（第 14 条第 3 項）により、障害児と健常児の相互理解を促進するために「交流及び共同学習」を積極的に推進することが求められた。この「交流及び共同学習」については、新しい特別支援学校学習指導要領だけではなく、通常の学校の学習指導要領においても明示されている。この他にも、通常の学校の新学習指導要領の総則においては、従来は規定されていなかった障害のある児童生徒に関する事項が盛り込まれている。

2. 研究の目的

このような近年の状況を考慮にいと、今後はすべての教員が、様々な障害に関する基本的な知識や技能を習得することが必要不可欠になっているといえる。本研究では、こうした問題意識に立って、特別支援教育を視野に入れた教師教育を今後どのように行っていくべきかについて検討するための基礎資料を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、本研究は、

以下の 3 つの方法からなる調査研究で構成された。

①大学における教員免許状取得希望大学生に対する教職科目への障害児教育関連科目の設定状況

②教員免許状取得希望大学生の入学時における障害児・者についての知識・理解及び意識

③現職教員の特別支援教育に対する知識・理解及び意識

4. 研究の成果

本研究では、平成 19 年度からの特殊教育から特別支援教育への転換に伴い、今後すべての教員が障害児に関する知識、技能が必要となってくるという認識に基づき、特別支援教育を視野に入れた今後の教師教育の在り方について検討することを目的とした。研究は大別して 3 つから構成された。

【研究 1】では、教員養成系の大学に対して、教職科目における障害児に関連する科目の設定状況について検討した。その結果、法令上は教職科目の中の「幼児・児童及び生徒の心身の発達に及び学習の過程」の中で、障害児に関する内容を含めなくてはならないにもかかわらず、この要件を満たしていなかったり、授業科目が設定されていても、量的・質的に問題があることが明らかにされた。

【研究 2】では、教員免許状取得希望大学生の入学時における障害児・者についての知識・理解及び意識を明らかにし、それに基づいて、大学でのカリキュラムを系統化することの必要性について検討を加えた。

研究 1 と 2 の研究結果を総括して、以下の点が指摘された

① 教育職員免許法における義務規定の周知徹底

本研究の結果、平成 10 年の改正により教職科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発

「発達及び学習の過程」に障害に関する内容を必修として設定しなければならないことになったにも関わらず、この点を認識していない大学があることが明らかにされた。文部科学省は今回の結果を踏まえて、各大学に対して、教職科目のカリキュラムを検討するよう指導する必要がある。

理想的には、単独で必修化することが望まれるが、今回の結果をみると、早急にこのことを実現するのは難しいようである。事実、法令上も、「発達・学習の過程」の一部で障害児教育関係の内容を必修として扱えばよいことになっている。そこで、現実的には、いかにして「発達・学習の過程」において障害に関する内容を含めるようにするのかという点が問題となる。

「発達・学習の過程」には、「発達心理学」、「児童心理学」、「学習心理学」等に代表されるような子どもの発達や学習や心理学関係の科目が多く設定されている。人間の発達・学習・心理を専門とする大学の教官・教員が、「障害」に関する知識を全く持っていないということは考えにくい。教育職員養成審議会が、教職科目の科目数が過多にならないように、「発達・学習の過程」の中に障害に関する内容を含めるように提言したのも、「発達・学習の過程」での対応が最も適切であるとの判断に基づいていると考えられる。「発達・学習の過程」の担当教官が、健常児と障害児との関係を踏まえながら、かつ、シラバスに明示するようにして、講義を行えば、障害に関する内容を扱うことは可能であろう。そのためには、「発達・学習の過程」の科目の担当教官の間で、誰が障害児教育関連の内容を重点的に取扱うのかを話し合っておくことが重要となる。

まず、「発達・学習の過程」に必修科目が設定されている場合は、その担当者が障害児教育に関する内容を含めるように見直しを行うことが最も現実的な対応策となろう。

一方、すべての科目が選択である場合は、学生がどのような選択を行っても、必ず、障害に関する内容を学習できるようにしなければならない。たとえば、3科目の中から2科目を選択する場合は少なくとも2科目、4科目の中から2科目を選択する場合は少なくとも3科目は、障害に関する内容を含んでいなければならないことになる。このように、どの科目で障害児教育に関する内容を取り扱うかを担当教員の間で調整する必要がある。

②教職科目又はカリキュラム全体の中で障害に関する内容を扱った場合の代替措置

教育職員養成審議会で検討された際は、教職科目が科目過多にならないように「発達・学習の過程」に（ ）付きで障害に関する内容を含むこととした。確かに実際に教育現場に出た際には、「発達・学習の過程」における講義内容が有効であることは十分に理解できる。しかし、例えば、障害児教育の歴史、制度、理念、福祉等に関する内容であっても、障害児教育に関わる内容を聴講することは、教職を目指す大学生にとっては、極めて重要である。

「発達・学習の過程」において障害関連科目を設定することに種々の点で困難を感じている大学があることを考慮に入れば、教職科目全体の中で、さらには大学のカリキュラム全体の中で障害児教育関連科目を必修として設定していれば、「発達・学習の過程」の中に障害に関する内容を必修として含めなければならないという要件を満たしているとみなせるなどの代替措置を認めてみてはどうであろうか。大学側も、カリキュラム全体の中での障害児教育関連科目の設定であれば、現在よりも柔軟な対応を検討できるようになると考えられる。

③ 教職科目における障害に関する科目と介護等体験との接続

障害に関することがらについては、平成 10

年度入学生より、介護等体験が義務づけられている。この介護等体験については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）の第3条③項において「大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする」とされており、大学側の配慮の必要性が指摘されている。さらに、平成9年11月26日の文部事務次官通達「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文教教第230号）の3「留意事項」の(2)「受入の調整等について」の⑤においては、「大学等においては、介護等の体験に必要な事前指導の実施に格段の協力を願いたいこと」とされ、事前指導について言及されている。

しかし、いずれも各大学への協力の要請というレベルに留まっており、介護等体験に関わる指導を義務づけたり、介護等体験に関わる科目のカリキュラム上への位置づけにまでは触れられていない。そのため、各大学の対応は様々であり、各大学の自由裁量に委ねられている部分が多い。事実、平成15年4月に文部科学省初等中等教育局教職員課が出した「介護等体験の実施について（参考資料）」は、その対象は大学生であり、大学に対してのものではない。また、そこでは、「大学・短大には、皆さんに対して、介護等体験に必要な事前指導をしていただきたい旨を既にお願ひしてあります」、「事前指導の内容・方法は大学・短大により様々でしょうが………」といった記述にみられるように、その介護等体験の内容は大学に全く任せてしまっている状況である。そのため、事前の指導が不十分となり、受け入れ学校・施設・機関からの苦情が出るケースも多いといわれている。

今後は、「介護等体験」に関わる事前指導の科目を最低2単位分、教職科目の中に位置づけ、介護等体験の実施の要件として、この科目の履修を義務づけることを制度化することを検討する必要があると思われる。

④単位互換制度の活用

大学設置基準第28条は、「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、大学間の単位互換について規定している。実施に際しては、大学間で、授業科目、単位数、単位認定方法、等の取扱いなどを定めた単位互換協定を結ぶ必要がある。予算も含めた人的な問題や、カリキュラムの時間上の制約のために、障害児教育関連科目を設定できていない大学は、「発達・学習の過程」の中に障害児教育関連科目を必修として設定している大学（できれば近接する大学）との間で、単位互換制度の活用を検討してみるのもよいと思われる。

【研究3】では、現職教員を対象に、特別支援教育についてのアンケート調査を行い、特別支援教育を視野に入れた現職教育の在り方に検討を加えた。その結果、全体的に特別支援教育に対する課題意識は高く、こうした要望に応えられるような研修形態の在り方を今後検討する必要があることが指摘された。その一方で、幼稚園教員と高等学校教員の特別支援教育に対する意識は低く、今後、研修を強化する必要性が指摘された。

以上の結果を踏まえて、今後、長年の特殊教育時代において蓄積された学校や教員の専門性を、いかに特別支援教育体制における教師教育において反映させていくかが大きな課題であることが指摘された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者
には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①河合 康 特別支援教育を支える教員の
資質・能力の向上のための教師教育の現状
と課題 LD&ADHD No.27 50-53 頁

2008年

②河合 康 「特別支援教育」 『最新(2007
年版)教育基本用語』 小学館 所収

290-307頁 2007年

③河合 康 「自校の特別支援教育体制の
客観的な実態把握に基づいた意識改革と組
織改革」 総合教育技術 8月号

14-18頁 2007年

[図書] (計3件)

①河合 康 「Ⅱ-3 特別支援学校教員
の免許状取得状況と運用課題」 若井彌一
編 『教員の養成・免許・採用・研修』
教育開発研究所 所収 42-47頁 2008年

②河合 康 特別支援教育に関する国に施
策と実践的取組課題(第8章) 日本学校教
育学会編 「学校教育の歴史・現状・課題」

教育開発研究所 所収 256-263頁

③河合 康 「第Ⅴ部 自立と社会参加へ
の支援」の「19章 アメリカ」 石部元
雄・柳本雄次編 『特別支援教育一理解と
推進のために』 福村出版 所収 140-155

頁 2008年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河合 康 (KAWAI YASUSHI)

上越教育大学・大学院学校教育研究科・
准教授

研究者番号：90224724